

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和8年1月9日(金)午後1時28分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田和弘
2番	山口吉広
3番	藤本直樹
4番	上田幸子
5番	岡井文彦
6番	田中壽嗣
7番	内田裕夫
8番	石塚加津美
9番	西村九三男
10番	西村和樹
11番	西野英紀
12番	松本吉博
13番	森一博
14番	加瀬千代
15番	寺内一郎
16番	戸田治巳
17番	内田孝司
19番	樋口敏昭
20番	林吉一

4. 欠席委員

18番	村田良文
-----	------

(事務局長)

皆さん、こんにちは。定刻より少し早いんですが、皆さんおそろいですので、始めたいと思います。令和8年第1回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないように配慮をお願いいたします。

改めまして、新年あけましておめでとうございます。委員の皆様方におかれましては穏やかに新春を迎えられたことをお喜び申し上げます。

開催に先立ち、信貴町長より新年のごあいさつを頂戴したいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

(町長)

町長あいさつ

(事務局長)

ありがとうございました。信貴町長におかれましては、次のご公務がございますので、ここで退席されます。

～ 町長 退席 ～

(説明者 午後1時32分 入室)

(事務局長)

それではまず、議案第1号の久御山町新市街地（みなくるタウン）第2期土地区画整理事業に関する意見につきまして、説明員として、所管部署である都市整備部新市街地整備課から三上課長、天野総括主査にご出席いただいております。また、久御山町新市街地（みなくるタウン）第2期土地区画整理組合設立認可申請者の事務局である株式会社竹中土木の菊田さん、川島さん、株式会社オオバの前田さん、星山さんにもご同席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

本日は村田良文委員より欠席届をいただいておりますのでご報告いたします。本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

(事務局長)

また、さる12月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。

3番 藤本委員

5番 岡井委員

6番 田中会長

19番 樋口委員

事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号 久御山町新市街地（みなくるタウン）第2期土地
地区画整理事業に関する意見について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
（3条許可） 1件

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
（納税猶予（入口）） 1件

議案第4号 農用地利用集積等促進計画に係る要請について
（貸借権設定） 2件

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による一時転
用届出について（5条一時届出） 1件

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名をいたします。3番の藤本委員、4番の上田委員、2名の方どうぞよろしくお願い申し上げます。

これから審議していただく議案第1号につきましては、●●委員に関する案件でもございますので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づきまして、当該事案の審議開始から終了まで退席をよろしくお願いをいたします。

(●●委員 午後1時32分 退席)

(会長)

それでは、議案第1号久御山町新市街地（みなくるタウン）第2期土地区画整理事業に関する意見についてを議題といたします。

まず、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号につきましては、議案書1ページをご覧ください。内容につきましては、こちら議案書に書かれてますとおり、別冊の資料のとおりとなっております。別冊資料と言いますのが、皆さまのお手元にお配りさせていただいておりますクリップ留めの資料となっております。みなくるタウン第2期整理地区農業委員会の意見聴取についてといった資料となっておりますところでございます。こちらの資料をメインとして説明をさせていただく予定としております。

また、農業委員会事務局からの補足資料といたしまして、所在地の詳細地図及び該当農地の写真もつけさせていただいております。詳細地図及び該当農地の資料の1ページ目、2ページ目、3ページ目が今回の案件の対象となっております。1ページ目が該当地の住宅地図で、斜線部分が該当地です。2ページ目、3ページ目がA3の航空写真となっております。2ページ目が北側の該当地、3ページ目のA3の写真が南側の該当地の航空写真となっておりますところでございます。これは参考資料とさせていただきます。

これからですね、具体的な内容につきまして、久御山町新市街地みなくるタウン第2期土地区画整理組合設立認可申請者の事務局のほうから説明をいただこうと思っておりますけれども、こちらの説明につきましては、先ほど見ていただきました、クリップ留めの「みなくるタウン第2期整備地区農業委員会の意見聴取について」、こちらA4縦の資料ですね、こちらをお手元にご用意いただけますでしょうか。そうしましたら、認可申請者の方々から説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(新市街地整備課)

改めまして、新市街地整備課の三上と申します。本日はお時間をいただきありがとうございます。今回ご説明をさせて

(新市街地整備課)

いただくみなくるタウン、これを町のほうでですね、まちづくりを進めていこうとしてですね、定めている区域でございまして、みなくるタウンが産業立地促進ゾーンと位置づけている地区について、具体的な土地利用を図っていくということでご説明させていただくものでございます。この産業立地促進ゾーンにつきましては、地権者の皆さまと区画整理事業という手法において、土地利用を図っていこうということで、これまで取り組みを地権者と共に進めてまいりました。こちらにつきましてはですね、この産業立地促進ゾーンにつきましては、令和6年12月に市街化区域に編入をしており、また昨年11月には先行している第1期整備地区について、こちらの委員会のほうで事業概要について説明をさせていただいたところでございます。本日はその第1期整備地区の北側と南側に位置する第2期整備地区におきまして、具体的に事業を進めていくと、そういった段階に至りましたので本日もご説明をさせていただくものでございます。第1期整備地区と同様ですね、この第2期整備地区につきましても、近隣の農地に支障がないようしっかりと対応しながらですね、営農の従事者にも影響がないように事業を進めてまいりますので、ご審議ほどよろしくお願いいたします。

それではですね、事業の内容につきまして、担当の天野のから説明をさせていただきます。

役場新市街地整備課の天野と申します。よろしくお願いたします。着座の上、ご説明させていただきます。

ご説明にあたりまして、資料を4つ配布させていただいております、ご確認お願いいたします。先ほど事務局からもご説明ありましたとおり、1枚目がみなくるタウン第2期整備地区農業委員会の意見聴取についてと記載のある説明用の資料。続きまして、図面3枚をホチキス留めさせていただいております。それぞれ右下に参考図書①から③まで図面が3枚ホチキス留めさせていただいております。またその他、参考にですね、事業計画書(案)と、全体のA3でスケジュール(案)も一緒につけさせていただいておりますので、またこ

(新市街地整備課)

ちらお時間あるときにお目通しいただければというふうに思っています。

本日のご説明につきましては、冒頭のみなくるタウン第2期整備地区農業委員会の意見聴取について、と記載の説明用資料と、A3が3枚の図面、こちらに基づいてご説明を進めさせていただきますので、ご準備をよろしくお願いいたします。

それでは、みなくるタウン第2期整備地区農業委員会の意見聴取について、と記載の資料をご覧ください。本日の目的でございますが、みなくるタウン第2期整備地区においては、この春に京都府への組合設立認可申請を予定しております。京都府へ申請をするにあたり、事前に農業委員会様へ関係する内容を説明し、意見聴取を行うこととされております。つきましては、本日事業計画による地区内外の営農者の方への支障が生じないことをご説明させていただきます。後日文書にて農業委員会様として、このみなくるタウンの区画整理事業を進めることについてのご意見を頂戴したく考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、ご説明内容に入らせていただきます。2番みなくるタウン第2期整備地区について、でございます。こちらからはお手元に図面をご準備いただければというふうに思います。図面1枚目、参考図書①と右下に記載のある図面をご準備ください。こちらにつきましては、縦向きにご覧いただければと思います。図面3枚ついでる資料の1枚目になります。みなくるタウン第2期整備地区につきましては、先ほどご説明ありましたように、北街区と南街区の2つの街区に分かれておりました。北街区は約6.4ヘクタール、南街区が約5.2ヘクタール、合わせて約11.6ヘクタール、こちらを第2期整備地区として、区画整理事業を進めております。なお、北街区と南街区の間に白抜きの区域がありますけれども、こちらにつきましては第1期整備地区としまして、先行して区画整理事業を進めている区域となります。土地利用計画としましては、第2期整備地区の現状多くは農地でございますが、区画整理事業により、北街区、南街区、それぞれに

(新市街地整備課)

工場及び物流施設などの事業用地を創設し、産業の活性化を目指したまちづくりを進めております。また、北街区と南街区それぞれに公園を新しく設け、進出される企業従事者及び近隣住民の憩いの場として、また災害時における避難場所としての機能を発揮できる様に配置を徹底しております。農業用水につきましては、土地利用計画に合わせて、用排水路、取水ポンプなどの再配置を行い、地区内外の農地への用水を確保いたします。なお、こちらの第2期整備地区におきましては、営農の継続を希望者されておられる方がいらっしゃいますので、南街区の一部、南街区の一番下のところが緑色になっておりますけども、こちらに農地エリアを設ける予定としております。こちらの図面でいいますと、青色箇所は全て事業用地となる予定となっております、工場や事業所、物流施設が建築されるエリア、こちらが青色の箇所となります。南街区の下のほう、緑色の箇所があるかと思いますが、こちらが営農される方の農地エリアとなります。それら以外は記載のとおり道路や公園となる予定となっております。以上が第2期整備地区の土地利用計画予定でございます。

続きまして、各農業用施設についてご説明いたします。図面の2枚目参考図書②をご覧ください。こちらにつきましては、北街区と南街区あるうちの、北街区のみを抜粋した図面となっております。こちら、北街区につきましては、農地がなくなりますので、現在体育館の北側、図面でいいますと右下のほうにあります佐古8号ポンプ、こちらは撤去する予定となっております。ただし、この8号ポンプはみなくるタウン第2期整備地区以外にも用水を供給しておりますので、それらの農地に支障が生じないように手当をいたします。具体的にはこの佐古8号ポンプが椿本スプロケット西側、既設農地と記載の農地にですね、あと府道を挟んで北側の農地にも水を供給していることから、こちら図面で青囲みさせていただいておりますけれども、青囲みでポンプ(新設)とありますように、一部はみなくるタウンの区域外となりますが、ポンプを新設させていただきまして、これらの農地に支障が生じないように対応をまいります。以上が北街区について

(新市街地整備課)

でございます。

続いて、南街区でございます。図面の3枚目参考図書③をご覧ください。こちら南街区の図面になりまして、南街区の図面になりまして、南街区の一部には農地エリアを設ける予定のため、図面に記載のように農地エリア内にポンプと水路を新設し、地区内で営農を続けられる方のために対応をしております。参考図書③こちらが南街区になります。また現在、ゆうホール近くに佐古7号ポンプがあるかと思いますが、こちら現状みなくなるタウン以外でも用水を供給しておりますが、第1期整備地区も含めたみなくなるタウンの整備によって、佐古7号ポンプの受益地が減少しますので、供給過多とならないよう必要に応じてポンプを小さく改修するなど、こちらにつきましても必要な対応をしております。こちら以上が南街区についてでございます。

最後に、冒頭のA4の説明資料に戻らせていただきます。こちら冒頭のA4資料のみなくなるタウン第2期整備地区農業委員会の意見聴取についてというA4資料に戻らせていただきます。最後になりますが、4番の今後のスケジュールについてご説明させていただきます。こちら農地にかかるスケジュールのみ記載させていただいております。まず、営農可能時期につきましては、原則令和8年12月まで、今年いっぱいまでとしていただくように、地権者の皆さまにご案内をさせていただいております。続きまして、農地転用の届出時期につきましては、工事開始前の令和9年4月頃を予定しております。届出の際は内容確認等につきまして、農業委員さんのお手間をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。なお、全体のスケジュール予定につきましては、先ほどご説明させていただきました、A3の事業スケジュール(案)ですね、そちらも参考にお付けしておりますので、全体のスケジュールにつきましては、こちらお時間ありますときにお目通しいただければというふうに思います。簡単ではございますが、議案第1号のご説明は以上でございます。みなくなるタウン第2期整備地区の事業を進めるにあたりまして、周辺農地に影響が生じないよう巨椋池土地改良区とも協議を進

(新市街地整備課)

め、久御山町及び業務代行予定者の株式会社竹中土木で責任を持ってしっかりと対応をまいります。以上です。

(事務局)

ありがとうございました。
それでは、会長よろしく願いいたします。

(会長)

今回は、現地調査委員により、現地調査を行い、意見の案につきましても協議をいただきましたので、報告を願いたいと思います。

(●●委員)

議案第1号の案件につきまして、現地調査及び協議を行い、意見をまとめましたので報告します。

「みなくるタウン第2期土地区画整理事業について、事業を進めることに反対意見はない。ただし、巨椋池土地改良区や耕作者、地元とよく協議し、周辺農地に支障がないよう事業を進めること。事業進捗については、その都度報告すること。」となりました。

(会長)

ただ今、先日の現地調査に基づいて委員さんから報告を願いましたが、そのほか何かこの件につきまして、委員の皆さんからご意見があれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょう。

第1期に続いて第2期というふうなことでの説明でもございます。いかがでしょうか、何かございますでしょうか。現地調査のときに色んな意見が出ったんですけども、その集約として、ただ今、報告を願った内容ということになってございますが、いかがです。よろしゅうございますか。それでは特に町が行う事業ということで動きますでしょうし、ご意見ご質問もないようでございますので、これで説明者の方につきましては、ご退席をよろしく願いいたします。

(説明者 午後1時55分 退席)

(会長)

説明員の方がご退席をいただいたところで、意見もないようでございますので、ただ今の報告に基づきましてそれでいいかの採決に入りたいと思います。

それでは採決に入ります。議案第1号について、現地調査委員の意見案と同様に「みなくるタウン第2期土地区画整理事業について、事業を進めることについて反対意見はない。ただし、巨椋池土地改良区や耕作者、地元とよく協議し、周辺農地に支障がないよう事業を進めること。また、事業進捗については、その都度報告すること。」と久御山町みなくるタウン第2期土地区画整理組合設立認可申請者に回答をすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、「みなくるタウン第2期土地区画整理事業について、事業を進めることに反対意見はない。ただし、巨椋池土地改良区や耕作者、地元とよく協議し、周辺農地に支障がないよう事業を進めること。事業進捗については、その都度報告すること。」として、久御山町みなくるタウン第2期土地区画整理組合設立認可申請者に回答をします。

(●●委員 午後1時58分 入室)

(会長)

それでは、●●委員に入室をいただいたところで、議案第2号に入りたいと思います。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件当該地につきましては、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第2号受付番号1について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号1につきましては、議案書2ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。こちらは備考欄にございますとおり、今回の譲受人の方は元々使用貸借で借り受けておられた方でありまして、今回、所有権を取得されるというような案件となっております。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、議案書3ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号1について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、それでは採決に入ります。

議案第2号受付番号1を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予（入口）の案件を議題といたします。

まず、議案第3号の案件について、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(藤本委員)

議案第3号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告させていただきます。

本件該当地につきましては、特に問題ないものと思われま

(会長) それでは、議案第3号受付番号1について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議案第3号受付番号1につきましては、議案書4ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。相続人の方がそのまま農業経営をされるというような案件でございます。

相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予（入口）調書につきましては、議案書5ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の5ページと6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第3号受付番号1について、ご意見ご質問はございませんか。

納税猶予を受けようとする方の案件でございますけど、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、それでは採決に入ります。

議案第3号受付番号1について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号農用地利用集積等促進計画に係る要請について、貸借権設定を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からよろしく願いをいたします。

(●●委員) それでは報告させていただきます。議案第4号受付番号1と受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせて

(●●委員)

いただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第4号受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号1につきましては、議案書6ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書7ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号1について、何かご意見ご質問等はありませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第4号受付番号1について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号2に入ります。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号2につきましては、議案書8ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書につきましては、議案書9ページをご覧ください。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の 8 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 4 号受付番号 2 について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 4 号受付番号 2 について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

本日の審議につきましては、これで全て終わりたいと思います。これより報告案件に入りたいと思います。

これから報告していただく報告第 1 号受付番号 2 につきましては、●●委員に関する案件でもございますので、先ほどと同じく●●委員につきましては退席をよろしくお願いをいたします。

(●●委員 午後 2 時 05 分 退席)

(会長)

それでは、報告第 1 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による一時転用届出について、5 条一時転用届出、受付番号 2 について、まず事務局より報告願います。

(事務局)

報告第 1 号受付番号 2 につきましては、議案書 10 ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりとなっております。備考欄に書かれておりますとおり、この案件につきましては、先月 12 月総会で報告いたしました第 2 期整備地区土地区画整理準備組合さんのですね、ポーリング調査の案件があったんですけれども、その案件の関係でですね、

(事務局)

追加でボーリング調査を1箇所増やすというような案件となっておりますのでございます。使用期間につきましては、備考欄に記載のとおり、令和8年3月31日となっておりますのでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

本件につきましては、令和7年12月25日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号2の報告がただ今、事務局からございましたが、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございます。

(●●委員 午後2時07分 入室)

(会長)

それでは、本日予定しておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後2時07分 終了 —————